

議事録

審議会等名	令和4年度第3回取手地方広域下水道組合事業運営審議会
開催日	令和4年12月15日(木)
開催場所	取手市小文間173番地 取手地方広域下水道組合 3階大会議室
出席者	出席委員 星会長ほか12名 欠席委員 0名 事務局 瀬尾事務局長、穂鹿次長、齊藤経営課長、坂木課長補佐、日野係長、野田主幹
議題	・下水道使用料の改定について(公開)
議事概要	<p>1 開会 午後2時</p> <p>2 会長あいさつ 星会長</p> <p>3 議題</p> <p>・事務局から5つの改定使用料体系案について説明した。 質疑等</p> <p>意見 A案の基本料金を現行の500円から1,000円に上げるのは、利用者の理解を得ることが難しい。基本料金の改定幅については出来るだけ抑え、割合の大きい30㎡までの利用者の従量料金は出来るだけ抑えるようにした方が望ましい。</p> <p>意見 基本料金については、据え置くのではなく、ある程度の負担を求め、従量料金についても、各汚水排除量の区分に広く負担を求めるC案が望ましい。</p> <p>意見 余裕のある事業運営が出来る改定とすべきであるので、A案が望ましい。</p> <p>意見 資料9ページの固定費の中の維持管理費約35億円が財源不足の主な要因で、大口利用者の汚水排除量に占める割合に応じて、大口利用者に負担を求めるべきである。</p> <p>意見 下水道組合の安定した事業運営ということを考えた場合には、安定的な収入確保のため、基本料金を改定し、19.86%と高い改定率ではあるが、令和6年度から令和9年度までの全ての年度で財源不足額を賄うための改定率となっているA案が望ましい。</p> <p>意見 基本料金を改定し、安定的な収入を確保するという考え方には賛成である。しかし、小口利用者に対する負担割合が高くなるという懸念がある。</p> <p>意見 使用水量の増減に左右されず、料金改定後の収入が安定するため、基本料金を改定していくべきである。ただし、A案から</p>

E 案という枠にとらわれず、より良い改定案を模索してほしい。

意見 A 案の場合、基本料金の負担が2倍となり、小口利用者の負担が大きくなるため、丁寧な説明が必要である。また、100 m³以上の使用水量は大きいため、この部分の従量料金の改定を行った方が、利用者の納得を得やすいのではないかと。

意見 A 案から E 案にとらわれず検討すべきという考え方もあるが、使用水量の増減に左右されず、料金改定後の収入が安定するメリットを考えた場合、A 案を採用すべきである。

意見 類似団体の料金体系をみると、概ね 10 m³までの基本水量が基本料金に含まれており、使用水量の増減に左右されず収入が安定すると思われるが、下水道組合の安定した事業運営に資する A 案を採用することが望ましい。

意見 今後企業誘致をするにあたって、下水道料金が他市町村と比較して高いからという理由で企業誘致の支障となるようでは、本来の行政の在り方としていかなるものか。これ以上大口利用者に負担を求めるような料金改正はすべきでない。

質疑 大口利用者は営業目的での使用が多いと思われるが、どのように考えているか。

回答 汚水排除量が多い区分の単価を改定しない場合であっても、大口利用者に対する料金改定がされていないわけではなく、汚水排除量が少ない区分単価の改定でも、結果的に大口利用者の使用料にも反映されます。

質疑 料金改定の根底は、年平均約 2.1 億円の財源不足額を、令和 6 年度から令和 9 年度の 4 年間で賄うところにあるかと思うが、それ以降の期間については考慮されていないように思われる。また、今後増大する老朽化した施設の改築需要に対応するために予防保全型の施設管理を実施していく旨の説明だったが、財源不足で適切な施設管理ができないようでは困る。年平均約 2.1 億円の財源不足額を賄うためだけに料金改定をするのではなく、長期的な視点に立って、利用者に丁寧な説明をしたうえで、より改定率を引き上げることも考えるべきである。

その際には、小口利用者は低所得者とは限らず、世帯人数が少ないから汚水排除量が少ないと考えられるため、汚水排除量が少ない区分の単価を上げることも検討すべきである。

回答 これまで財源不足額を 2.1 億円と提示していましたが、令

和5年度については、財源不足額が増加する見込みです。

これまで、財源不足額が2.1億円ということで審議していただいたので、本日の審議会では、この改定体系案を提示させていただきました。

質疑 A案以外では財源不足額を賄えない年度があるとの指摘もあったが、財源不足額を賄えるような改定案とした方が良いのではないか。

回答 (A3版改定案一覧の資料から) 収支額を計上し、E案については、収支額がマイナスとなっていますが、それ以外のA案からD案については、収支額はプラスとなっており財源不足額を賄える改定案となっています。

回答 (A3版の改定案一覧の資料から) 「増額/年」は、収入が財源不足額を賄ったうえで、A案であれば、3千万円プラスとなります。資料11ページ中段に「R5～R9の収入過不足額」とありますが、これは、令和5年度から令和9年度までの5年間でA案でも9千万円マイナスということです。しかし、料金改定の目標としている令和6年度から令和9年度までの4年間では、A案で1.2億円プラスとなります。

A案の10 m³の使用料1,600円のうち、1,000円を基本料金、600円を従量料金とする根拠ですが、使用料対象経費を分解、配賦すると、約1,000円となるため、A案においても基本料金を1,000円としています。そして、基本料金を1,000円に改定することにより、2.1億円の財源不足額が賄えるため、1～10 m³の従量料金は、据え置く改定案にしています。

質疑 県南水道の料金体系はどのようになっているか。

回答 県南水道は、口径別の料金体系に改定され、例えば一般家庭の口径20mmで10 m³の上水道を使用した場合、基本料金が1,881円、従量料金が27.5円/m³×10 m³で275円、合計で2,156円となります。

・追加質疑等

意見 2.1億円が足りないのは令和2年度で、令和3年度は2.4億円足りないと言っている。令和4年度は更に増えるものと思われる。料金改定しても直ぐに財源不足に直面することになるため、今後の審議にあたっては、可能な限り直近のデータをもとに資料の作成を行っていただきたい。

【追加資料配布】

回答 令和5年度予算要求に伴うヒアリングを実施したところ、維持管理費が1億円程度の増額となり、改定率を試算したところ、18.8%だったものが28%となりました。

改定案①は、A案に近い改定案で、基本料金を1,000円、従量料金の10m³から100m³までのそれぞれの区分単価を引き上げることとしたもので、改定率は28.1%となります。改定案②は、基本料金を600円、従量料金の10m³から100m³までのそれぞれの区分単価を引き上げることとしたもので、改定率は27.6%となります。

質疑 次回の審議会には、追加で配布された資料の改定率28.1%をクリア出来るような資料を提示されるか。

回答 追加資料は、令和5年度予算のヒアリング終了後に現時点ではどのような改定率になるかを試算したものです。既に審議会では、財源不足額が2.1億円ということで審議しています。令和5年度以降の維持管理費が、今後どのように変動するか不透明ですので、次回審議会では、これまで通り財源不足額が2.1億円で資料を提示させていただく予定です。

意見 直近のデータにもとづき資料を見直していただきたい。

意見 令和5年度予算で、3.1億円に増額するとのことでしたが、これが令和9年度まで続くのか精査していただきたい。

意見 審議し直しという状況にもなりかねない。次回審議会には最新データに基づく資料の作成をお願いしたい。

回答 令和3年度に確定した令和2年度決算で説明してきましたが、令和5年度予算のヒアリングによって、電気、ガスの高騰、委託している維持管理費、材料費の高騰により、1億円程度の経費が増額となることが判明しました。次回審議会では、再度検討し説明します。

質疑 令和6年度の使用料改定の諮問の審議をしていますが、答申には3.1億円足りないという数字は載せず、2.1億円のままで審議するということか。

回答 追加で配布した資料については、現時点でどのような改定率になるかということを試算したもので、また、これまで財源不足額が2.1億円ということで審議してきたこともあり、次回審議会では、これまでの審議内容を踏まえた資料を作成させていただく予定でした。また、令和4年度に改定した県南水道と同時期に料金改定を予定していましたが、利用者への負担が大

	<p>きく、下水道使用料の改定を遅らせたという経緯もあります。 しかし、最新データに基づく資料をという意見がありましたので、次回審議会では、再度数字を精査して資料を提出します。</p> <p>4 閉会 午後 3 時 4 5 分 ・次回審議会は、2 月下旬に開催予定</p>
そ の 他	傍聴人 0 人